

平成 30 年度 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

庄内交通株式会社

庄内交通は、旅客運送事業者として輸送の安全を確保するために、関係法令を遵守し、接客サービスの向上を図るとともに、地域の期待と信頼に応えるため、社長以下 全社員が一丸となって取り組んでまいります。

- 安全方針 — 最優先は、旅客輸送の安全と法令遵守
- 安全方針標語 — 持ちましょう基本動作とプロ意識 必ずします 安全確認
- 安全重点施策 — 構内における後退事故の撲滅
目視による安全確認
安全呼称による車内事故防止と接客・接遇の向上

1 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、営業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現業部門の状況を十分に把握し、全社員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 会社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善 (Plan、Do、Check、Act) を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行させるほか、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については積極的に公表します。

2 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

平成 29 年度の目標は、有責物損事故 35 件以内でしたが、実績 48 件となりました。
(対目標比+13 件、対前期比+7 件)
平成 30 年度は、前期 2 割減の有責物損事故 38 件以内を目標とし、前期の反省を踏まえ現場において「何をすべきか」をより明確にし、事故防止に取り組みます。

3 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

対象となる事故はございません。

4 安全管理規程

別添のとおり「安全管理規程」を定めています。

5 輸送の安全のために講じた措置と講じようとする措置

前年度に講じた下記の安全のための措置を、平成 30 年度も継続します。

- (1) 指導者研修
外部研修機関を受講させ運行管理者及び整備管理者の管理能力の向上を図ります。

(2) 運転者教育

- ①実車添乗指導による「目視確認」と「かもしれない運転」の実践教育を行います。
- ②安全呼称による車内事故防止と接客・接遇の向上を図ります。
- ③ドライブレコーダーの活用による安全運転指導と接客・接遇の向上を図ります。
- ④新採運転者、高齢運転者、交通事故惹起運転者、その他指導を要する運転者への教育訓練を行い、一般適性診断、適齢診断、初任診断を実施します。
- ⑤アイドリングストップ使用によるエコ運転を推進します。
- ⑥ニーリング装置活用によるお客様への乗降時アシストを推進します。

(3) 健康に起因する事故防止への取り組み

乗務員の健康状態の把握及び指導強化に努めます。また、平成30年度は周期的に実施している睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査を乗合バス運転者を対象に実施し、健康に起因する事故防止に努めます。

(4) 事故調査委員会の開催

毎月、事故調査委員会を開催し、当該期間に発生した事故の原因究明及び対策を講じて再発防止に努めます。

(5) 安全推進委員会の開催

- ①年間計画に基づき安全推進委員会を開催し、各種安全運動を通じ安全に対する点検と改善、意識高揚を図ります。併せて、各営業所において班会議を開催し、安全推進委員会で策定した取り組み事項について、周知徹底を図り事故防止に取り組みます。
※春の全国交通安全運動（4月初旬）、輸送の安全強化運動（7月中旬～下旬）、秋の全国交通安全運動（9月下旬）、年末年始安全強化運動（12月中旬～1月中旬）
※薬物依存撲滅に関する浸透教育の実施
- ②会社側と労働組合と連携した交通安全部会を立ち上げ、月次での事故撲滅に向けた取組事例などの検証を行い、より効果的な教育の方法を検討します。

(6) 統括運行管理者会議の開催

経営部門と現業部門の代表者による意見交換等を含めた統括運行管理者会議を開催し、双方で情報の共有を行い輸送の安全性向上に努めます。

(7) 非常事態対応訓練

- ①高速道路上での非常事態を想定した乗客避難誘導訓練及び乗務員対応訓練を、県警高速隊、消防レスキュー、NEXCO東日本と共同で計画します。
- ②自然災害・事故・事件等発生時（テロ発生時を除く。）において、連絡通報体制、避難誘導體制が機能するよう、実践的な訓練を実施します。
- ③バスジャックを想定した実践的な訓練を実施します。

(8) 安全教室（校外学習）等の実施

小・中学生を対象とした安全教室を実施し、事故予防を呼びかけます。

(9) 輸送の安全に関する予算等の実績

平成29年度実績 264,950千円

※衝突被害軽減装置車両・ノンステップバス導入

平成30年度予算 179,200千円

※衝突被害軽減装置車両・ノンステップバス導入、SASスクリーニング検査

6 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

別添1のとおり定めています。

7 事故・災害に関する報告連絡体制

別添2のとおり定めています。

8 輸送の安全に関する事故防止教育の取り組み及び研修計画

(1) 運行管理者関係

運行管理者の責務や法令、輸送の安全確保に関する知識並びに厳正な点呼執行のため、国土交通大臣が認定する一般講習を受講させます。

(2) 運転者関係

安全・安心の確保と接客・接遇の向上を図るための教育及び研修を、年間計画によって実施します。

9 輸送の安全に関する内部監査および改善措置

社長及び安全運行管理者により、各営業所に対する内部監査を実施します。内部監査の結果については、適宜会議等により報告し継続的改善を図ります。

10 安全統括管理者

道路運送法第22条の2第2項4号の規定により、安全統括管理者を選任しています。

取締役 自動車事業部長 高橋 広司

平成30年度 教育計画・安全計画

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
教育計画	運転者	<ul style="list-style-type: none"> ・営業所巡回指導 ・添乗指導 ・健康診断による個別指導 ・適性診断による個別指導 ・ドラレコによる安全運転指導 ・接客接遇指導 ・新入運転者教育 			踏切事故防止訓練	バスジャック訓練									
	旅客自動車運送事業者が事業用自動車運転士に対して行う指導及び監督の指導(国交省告示1676号)														
	運行管理者		<ul style="list-style-type: none"> ・営業所巡回指導 			運行管理者基礎講習		運行管理者試験受験	運行管理者一般講習	運行管理者一般講習	運行管理者基礎講習				運行管理者試験受験
	運行管理者(運行管理補助者)教育														
整備員	<ul style="list-style-type: none"> ・営業所巡回指導 							タイヤ空気充填教育							
整備管理者(整備管理補助者)教育															
本社	<ul style="list-style-type: none"> ・安全マネジメント講習会(NASVA) ・リスク管理講習会 ・内部監査講習会 							ガイドライン講習会							
安全計画	各種運動	<ul style="list-style-type: none"> ・安全推進委員会 ・事故調査委員会 	春の全国交通安全運動			<ul style="list-style-type: none"> ・輸送の安全強化運動 ・夏の全国交通安全運動 		秋の全国交通安全運動			年未年始安全強化運動				

庄内交通株式会社 安全管理規程

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条及び第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

- 第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

- 第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。
- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 グループ関連企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

- 第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

- 第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 社長は次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 安全管理課長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し全営業所を統括し、指導監督を行う。
 - 3 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し、指導監督を行う。
 - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 社長は取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告すること。
- 六 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う、

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、

輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎事業年度終了後100日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から実施する。

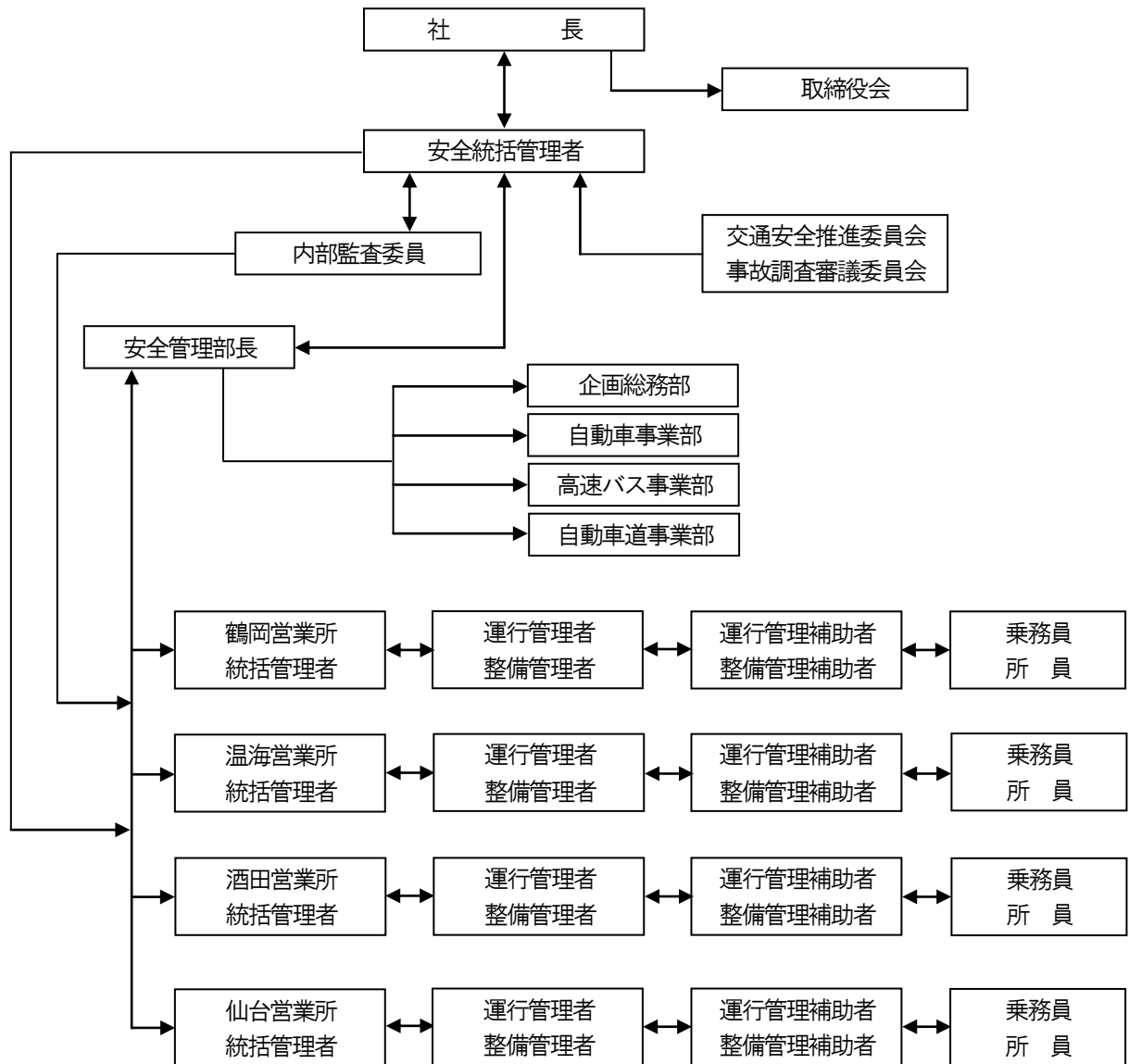
制定年月日

平成18年10月1日

平成26年1月6日 (改正)

平成29年5月25日 (改正)

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統



重大事故・災害発生時における緊急報告体制

